

身体障害者旅客運賃割引規則

規程 (営) 第 17-2 号
 制定 平成 26 年 4 月 1 日
 改正 令和 5 年 10 月 1 日

(適用範囲)

第 1 条 この規則は、身体障害者が、単独又は介護者と共に、千葉都市モノレール株式会社の経営する軌道（以下「当社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第 2 条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第 1 に掲げる障害種別に該当する者をいう。

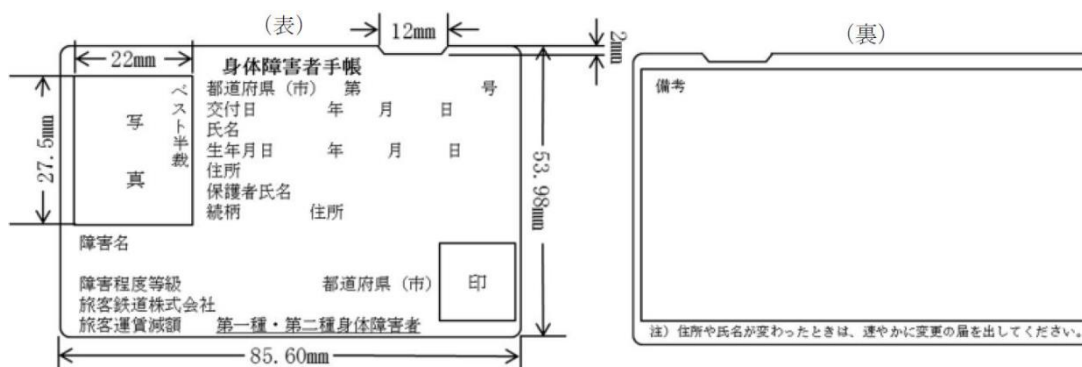
(注 1) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 31 号厚生労働省社会・援護局傷害保健副支部長通知）により示された様式

(1) 紙様式 (例)

<p>(第一面)</p> <p style="text-align: center;">7.5cm</p> <p style="text-align: center;">身体障害者手帳</p> <p style="text-align: center;">都道府県(市)名</p> <p style="text-align: center;">11.4cm</p>	<p>(第二面)</p> <p>都道府県(市)番号</p> <p>年月日交付</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>年 月 日生</p> <p>3cm</p> <p>4cm</p> <p>写真</p> <p>ベスト半裁</p> <p>旅客鉄道株式会社旅客運賃減額</p> <p>第一種身体障害者</p> <p>都道府県(市)</p> <p>印</p>	<p>(第三面)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください</td> <td>現住</td> <td>本人の欄</td> </tr> <tr> <td>所転入年月日</td> <td>福祉事務所の長又は町村長の印</td> </tr> </table>	注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください	現住	本人の欄	所転入年月日	福祉事務所の長又は町村長の印				
注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください	現住	本人の欄									
	所転入年月日	福祉事務所の長又は町村長の印									
<p>(第四面)</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td rowspan="2">保護者の欄</td> </tr> <tr> <td>続柄</td> </tr> <tr> <td>現住</td> <td rowspan="2">福祉事務所の長又は町村長の印</td> </tr> <tr> <td>所</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td rowspan="2">保護者となつた年</td> </tr> <tr> <td>日</td> </tr> </table>	氏名	保護者の欄	続柄	現住	福祉事務所の長又は町村長の印	所	月	保護者となつた年	日	<p>(第五面)</p> <p>身体障害者等級表による級別</p> <p>障害名</p> <p>級</p>	<p>(第六面)</p> <p>備考</p>
氏名	保護者の欄										
続柄											
現住	福祉事務所の長又は町村長の印										
所											
月	保護者となつた年										
日											

(2) カード様式



(注2) 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、注1に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとする事ができる。

- 2 前項の身体障害者を、別表第1に定めるところにより、第1種身体障害者及び第2種身体障害者に区分する。
- 3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者を付けることができる。

- 2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通乗車券 身体障害者が単独で乗車する場合又は第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。
- (2) 回数乗車券 12才以上の身体障害者が単独で乗車する場合又は第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。ただし、小児用回数乗車券については、割引の取扱いはしない。
- (3) 定期乗車券 身体障害者が単独で乗車する場合又は第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により、身体障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱い区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱い区間は次の各号に定め

るとおりとする。

- (1) 普通乗車券は、当社線の各駅相互間とする。
- (2) 回数乗車券は、当社線の各駅相互間とする。
- (3) 定期乗車券は、当社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独若しくは12才以上の第2種身体障害者が介護者と共に乗車する場合は、当社線の各駅相互間のみを取扱い区間とする。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、必要な乗車券の購入申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、身体障害者と、その介護者とが、同一の電車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券による乗越し又は払戻しの取扱)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する乗越しの取扱い又は旅客運賃の払戻しの取扱いは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券を共に行う場合に限って取扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業に関する一般の規定による。

(乗車券の発売方)

第12条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、次の各号により取扱う。

- (1) 普通乗車券は「自動券売機」により発売する。
- (2) 定期乗車券、回数乗車券は「定期券発行機」により発売する。

2 前項第1号に定める乗車券の購入を、係員の常駐しない駅で行う場合、あらかじめ電話又は各駅の連絡装置により、係員に購入の旨を申告し、その指示を受けなければならない。

(割引乗車券の様式)

第13条 前条の規定により発売する割引乗車券は、乗車券表面に次に定める割引の表示をする。

番号	印章	内 容
1	障	身体障害者に対する定期乗車券を発売する場合。
2	介	身体障害者の介護者に対する定期乗車券を発売する場合。
3	特割	身体障害者又はその介護者に対する定期乗車券を発売する場合であって、当該旅客が小児である場合。(この場合、上記1, 2の印章は表示しない。)
4	小・割	割引普通乗車券又は回数乗車券を発売する場合。

- 附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、令和2年9月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、令和3年3月13日から施行する。
- 附 則 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 身体障害者等級表（第2条関係）

		等級及び割引種別			
		第1種身体障害者	第2種身体障害者		
障 害 種 別	視覚障害		1級から3級及び 4級の1	4級の2、4級の3、 5級及び6級	
	聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2級及び3級	4級及び6級	
		平衡機能障害	該当なし	3級及び5級	
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		該当なし	3級及び4級	
	肢 体 不 自 由	上肢		1級、2級の1及び 2級の2	2級の3、2級の4及 び3級から6級
		下肢		1級、2級及び3級の 1	3級の2、3級の3及 び4級から6級
		体幹		1級から3級	5級
		乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能障害	上肢機能	1級及び2級	3級から6級
	移動機能		1級から3級	4級から6級	
	心臓、じん臓 若しくは呼吸器又 はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器 又は小腸の機能障害		1級、3級及び4級	該当なし
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	4級		
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫又は肝臓の機能障害		1級から4級	該当なし		

(注1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（平成30年7月1日現在）によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。

(注3) 障害等級が7級の場合であっても、7級の障害が重複していることにより身体障害者手帳が交付されているときは、第2種身体障害者とする。